



- 近畿圏料金改定に伴う走行時の注意
- 過積載と車両制限令違反、どう違う？
- コーポレートカード年間手数料
- 駆けつけPCドクターとガイナのご紹介

## 近畿圏料金改定に伴う走行時の注意

近畿圏の高速道路料金改定により、6月3日（土）から車種区分が5車種へ統一され、対距離料金制に移行となります。これに伴い、料金所が設置されていない入口または出口に『ETC フリーフローアンテナ』が新たに設置されます。改定以降は『ETC フリーフローアンテナ』通過時に ETC カードの挿入がされていないと、対距離料金が適用されませんので、必ず高速道路の入口から出口まで同一の ETC カードを ETC 車載器に挿入してください。万が一、カードの挿し忘れや通信不具合が起きた場合は、利用区間が確認できず最大額での請求となってしまうことがあり、また ETC コーポレートカードご利用時には割引対象外となることもありますので、走行前のカード挿入確認と走行速度の遵守をお願いします。

### 料金所通過時の料金表示について(近畿道、阪和道、西名阪道、第二京阪道路)

料金所通過時の料金表示器での料金表示は最大額での表示となり、請求時に対距離料金を反映した額での請求となります。時間帯割引に関しては、料金所通過時刻のみで割引適用を判定した料金が一旦表示されますが、請求時は『ETC フリーフローアンテナ』の通過時刻も含めて判定し、「近畿道・阪和道」、「西名阪道」、「第二京阪道路」毎に、時間帯割引の適用を判定した料金での請求となります。

#### ■ETCフリーフローアンテナとは？

ETCフリーフローアンテナとは、料金所のない入口、または出口に設置され、ETCマークの看板表示があるETC無線通信用のアンテナです。



<設置例>

#### ■車種区分を5車種へ統一

阪神高速	近畿・阪和道	6/3より	改定後
普通車	軽自動車等 普通車 中型車		➔
大型車	大型車 特大型車	大型車 特大型車	

### 過積載と車両制限令違反、どう違う？

過積載と車両制限令違反の違いは「重量オーバー」という意味では同じですが、その内容は異なります。**過積載(道路交通法)**とは、車検証に定められた積載重量を超える貨物を積んで走行することです。一方、**車両制限令違反(道路法)**とは、車検証の内容に関わらず道路法に定められた一般的制限値を超える車両を通行させることです。

道路法は公共の道路の構造を守る為の法律です。4月より車両制限令違反の取り締まりが一層強化され、わずかな超過でも警告書が発出されています。制限値を超える車両は車検証に定められた範囲内であっても、必ず**特殊車両通行許可申請**を行ってご走行ください。



車両総重量 **37t**

車検証  
**44t**

車両総重量  
一般的制限値  
**25t**

道路交通法では…

車検証の範囲内なので

OK!

しかし ↓

道路法(車両制限令)では…

車両総重量が一般的制限値を超えているため

NG!

特殊車両申請が必要

### コーポレートカード年間手数料

4月1日時点でお持ちの ETC コーポレートカード(緑色)につきましては、年間手数料(617円/1枚)を当月請求書にて徴収させていただきます。

※なお、Cカード(水色)の年間手数料は無料です。



### 経費削減メニュー 企業のミカタより

#### PCドクターとガイナのご紹介

突然のパソコンの故障に頭を悩ませることはございませんか？**駆けつけPCドクター**はトラブル時にプロが迅速に診断、サポートしてくれます。

また、**ガイナ**は宇宙技術を応用した断熱セラミック塗料で、冷暖房の節約や防音対策に効果があります。

この2点の経費削減メニューを今回別紙にてご紹介しますので是非ご覧ください。